

○広報さとしょう等広告掲載要綱

平成20年6月30日告示第27号

改正

平成25年9月18日告示第52号

平成31年3月29日告示第17号

令和3年3月12日告示第9号

広報さとしょう等広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里庄町広告掲載条例施行規則（平成20年6月里庄町規則第12号。以下「規則」という。）に基づき、広報さとしょう（以下「広報紙」という。）、里庄町ホームページ（以下「ホームページ」という。）、公用封筒及び刊行物その他町長が広告の掲載を適当と認めるもの（以下「刊行物等」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則の規定の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙への広告の掲載位置、色及びページは町が指定するものとする。
- (2) ホームページへの広告の掲載位置はトップページ最下段とし、位置は町が指定するものとする。
- (3) 公用封筒への広告の掲載位置は封筒裏面とし、色及び位置は町が指定するものとする。
- (4) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙への広告の規格は、1 枠につき縦48mm、横83mmを基準とする。ただし、同一頁の隣り合う横2 枠を1つの広告として使用することができる。
 - (2) ホームページへの広告の規格は、1 枠につき縦60ピクセル、横180ピクセルを基準とし、画像形式はG I F（アニメ可、透過G I F不可）、J P E G及びP N Gとする。また、画像容量は8キロバイト以内とする。
 - (3) 公用封筒への広告の規格は、1 枠につき縦45mm、横80mmを基準とする。
 - (4) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。
- 2 町民の日常生活において利益となる場合など、町長が特に必要と認める場合は、枠の大きさ及び枠数に制限を設けないことができる。
 - 3 広告のデザイン及び内容は、広報さとしょうのデザインと調和がとれたものとし、町と公告主との間で協議のうえ決定する。
 - 4 版下原稿の作成は広告主の負担において行うものとし、版下に関する一切の責任及び費用は、広告主が負うものとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙への広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	掲載料
A 広告 (中面・2色刷り)	1 枠当たり 10,000 円
B 広告 (裏表紙・4色刷り)	1 枠当たり 20,000 円

(2) ホームページへの広告の掲載料は、1 枠当たり月額 5,000 円とする。

(3) 公用封筒への広告の掲載料は、1 枠当たり 1 枚 3 円とする。

(4) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。

2 広告の掲載料は、原則として広告掲載決定通知後 14 日以内に納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告の掲載期間は、次のとおりとする。

(1) 広報紙及びホームページへの広告の掲載期間は、1 月間とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 公用封筒への広告の掲載期間は、作成した公用封筒を使い切るまでの間とする。

(3) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。

(広告の募集枠数等)

第 7 条 募集する広告の枠数は、次のとおりとする。

(1) 広報紙へ募集する広告の枠数は、毎月 5 日発行の広報さとしょう 1 号につき 4 枠までとし、広告掲載は 1 の広告主に対し 1 号につき 1 回とする。ただし、応募数が 4 枠に満たないとき又は紙面の構成により 4 枠以上の広告枠を確保できる場合には、4 枠以上の広告掲載及び複数枠の利用を認めることができる。

(2) ホームページへ募集する広告の枠数は、6 枠とする。

(3) 公用封筒へ募集する広告の枠数は、長形 3 号については 4 枠、角形 2 号については 8 枠までとする。その他の規格の場合には、その都度町長が定めるものとする。

(4) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告掲載の申込期日は、次のとおりとする。

(1) 広報紙へ広告掲載を希望する者は、掲載を希望する広報さとしょうの発行日の 30 日前までに、広告掲載申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。この場合において、同じ年度内に複数号の掲載を希望する場合には、申込書の提出は 1 回で足りるものとする。

(2) ホームページへ広告掲載を希望する者は、掲載を希望する月の 1 日の 30 日前までに、広告掲載申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(3) 公用封筒へ広告掲載を希望する者は、その都度町長が定める期日までに、広告掲載申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(4) 刊行物等については、その都度町長が定めるものとする。

(広告掲載の決定等)

第 9 条 前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、里庄町広告掲載基準に従い速やかに内容の審査を行い、申込書を受け付けた日から 14 日以内に、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第 2

号)又は広告否掲載決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は自己の都合により、広告掲載の取り下げを書面により町長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

2 前項の場合において、紙面の刷り直しその他の当該取り消しにより生じたすべての費用は、広告主の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月18日告示第52号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第17号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日告示第9号)

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

里庄町長 殿

里庄町が所有する広告媒体に広告を掲載したいので、里庄町広告掲載条例第6条の規定により、掲載希望広告の見本を添えて、次のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、里庄町が税金等の納付状況の調査を行うことに同意するとともに、里庄町広告掲載条例及び規則等の定めを遵守します。

申 込 者	所在地		
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
	連絡先	I E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
減免希望の有無		<p>里庄町広告掲載条例施行規則第4条に規定する減免を希望する場合は、該当するものにチェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/>第1号該当 <input type="checkbox"/>第2号該当 <input type="checkbox"/>第3号該当</p>	
法人等の概要		<p>申込者が里庄町広告掲載条例施行規則第5条第4号に該当する場合は、会社案内、パンフレット等で業種や業務内容がわかるものを添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/>該当する <input type="checkbox"/>該当しない</p>	

〈裏面も記入してください〉

申し込むものすべてにレ印をつけてください。

広報さとしょう(同一発行号で複数のサイズは選べません。)

掲載希望： _____月発行号	(A広告)・(B広告) 掲載希望枠数： _____ 枠	どちらかに○をつけてください。
掲載希望枠数 変更の可否	A広告の掲載希望枠数が2枠以上の方は、応募者多数により抽選になった場合、小さな枠に変更してよいかご記入ください。なお、変更不可の場合、抽選にもれた方の広告は掲載されませんのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> 変更可 <input type="checkbox"/> 変更不可	

里庄町ホームページ

_____月から_____カ月間

公用封筒

長形3号

角形2号

条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 里庄町広告掲載基準に抵触する場合は広告掲載をお断りします。・ 広告のデザイン及び内容は、広報さとしょうのデザインと調和がとれたものとしてください。・ 広告を掲載する位置については、広告掲載の優先順位に従い、管理者が定めるものとします。
備 考	

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

里庄町長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載について、次のとおり掲載することに決定したので通知いたします。

記

広報さとしょう

掲載決定号： _____ 月発行号	A広告 ・ B広告 枠数： _____ 枠
-------------------	-----------------------

里庄町ホームページ

_____ 月から _____ カ月間

公用封筒

長形3号

角形2号

広告料金	_____ 円(納付期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日)
条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 版下原稿の作成は広告主の負担において行ってください。・ 原則として、既納の広告料金は還付しません。・ 次の場合には広告掲載を取り消すことがありますのでご注意ください。<ul style="list-style-type: none">① 掲載を希望する広告が町の行政運営に支障を与えるとき② 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき③ 指定する期日までに広告料金を納付しなかったとき

様式第3号（第9条関係）
様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

里庄町長

広告否掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、次の理由により掲載しないことに決定したので通知いたします。

記

理由